

# 青森県報

号外第七十五号

令和二年  
七月六日  
(月曜日)

## 目次

### 人事委員会

○人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則……………（職員課）…一

### 公営企業

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………（総務課）…一

## 人事委員会

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月六日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

### 人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。附則第一項の次に次の見出し及び三項を加える。

（新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る特例）

2 職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以

下「条例」という。）附則第六項に規定する人事委員会の定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）が療養する医療機関又は宿泊施設の内部

二 患者等の移送に係る車両の内部その他その経路上にある区域

三 その他人事委員会が前二号に掲げる区域に準ずると認める区域

3 条例附則第六項に規定する人事委員会の定める作業は、次に掲げる作業（条例第五条第一号に掲げる作業を除く。）とする。

一 患者等に接して行う作業

二 宿泊施設の内部における長時間の情報収集及び連絡調整

三 その他人事委員会が前二号に掲げる作業に準ずると認める作業

4 条例附則第六項に規定する人事委員会が定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一次号に掲げる作業以外の作業 三千円

二 患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業 四千円

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の規定は、令和二年二月一日から適用する。

## 公営企業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年七月六日

青森県病院事業管理者 吉田 茂昭

### 青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、同項の次に次の見出し及び二項を加える。

（感染症治療等手当の特例）

6 中央病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）の診療若しくは診療の補助又は新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着した疑いのある物件の処理作業に従事したときは、感染症治療等手当を支給する。この場合において、第十三条の規定は適用しない。

7 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日一日につき、三千円（患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業又は業務に従事した場合にあつては、四千円）とする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）附則第六項及び第七項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の青森県病院局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された感染症治療等手当は、改正後の規程の規定による感染症治療等手当の内払とみなす。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円